

貨物車優先枠が増設されました！

(平成31年3月30日供用開始)

中央大通の時間制限駐車区間において、パーキング・メーターからパーキング・チケットへの発給設備の変更に際し、新たに2枠の「**貨物車優先枠**」(下図参照)が増設されましたのでお知らせいたします。



パーキング・チケット発給設備の利用方法



- ・駐車枠内に正しく駐車した後、直ちにパーキング・チケット発給設備に手数料(300円)を納入してパーキング・チケットの発給を受けてください。
- ・発給を受けたパーキング・チケットを車両の前面の見やすい場所に掲示して、規制の時間内(午前8時～午後8時)で、かつ、制限時間内(60分)で駐車することができます。
- ・パーキング・チケットの不発給・不掲示、時間超過、枠外駐車は、駐車違反となります。